【重要】手話通訳・要約筆記の派遣申請について

各位

令和７年４月１日から、手話通訳・要約筆記の派遣方法が変更になります。

【従来】

各課で予算確保し、兵庫県聴覚障害者情報センターへ派遣依頼

【変更後】

福祉課町民福祉係へ申請（予算は福祉課で対応）

★申請方法★

「申請書」と「事業内容の分かる書類（次第、プログラム等）」を福祉課に提出

※詳細は「手話通訳・要約筆記の申請について（職員用）」をご確認ください

【背景】

令和６年１０月１日福崎町手話言語条例施行により、条例の基本理念の沿った制度になるよう要綱改正を行いました。これまで、限定された人、限定した内容しか派遣できませんでしたが、今後はどなたでも、どのような内容でも（一部制限はあります）手話通訳・要約筆記の派遣が可能になります。

本取り組みによって、ろう者の言語保証・聞こえる人にとっても必要な言語であるという基本理念の達成を目指します。

ご不明な点はお問い合わせください　福祉課　飯塚（内線365）